

L a b o r a t o r y 会員規約

第1章 総則

第1条 (目的)

- 1 本会員規約は、株式会社F E E L G O O D C R E A T I O N (以下「当社」という)が運営する会員制研究室「L a b o r a t o r y」の会員利用に関し、当社と本サービスの会員の間に適用されます。会員は、本サービスの利用にあたり、本会員規約に同意したものとみなされます。

第2条 (定義)

- 1 本会員規約において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるとおりとします。
 - (1) 本サービス：株式会社F E E L G O O D C R E A T I O Nが運営する会員制研究室サービス「L a b o r a t o r y」をいいます
 - (2) 本サイト：当社が本サービスを提供するために運営する下記U R Lのウェブサイト
をいいます
(U R L) <https://senselab.green/laboratory/>
 - (3) ユーザー：本サイトを閲覧する方の総称で、第5号に規定する会員を含めます
 - (4) アカウント申請：ユーザーのうち、本サービスの会員登録を希望する者が、第5条の規定に従って会員登録の申請をすることをいいます
 - (5) 会員：本サービスにおいて会員として研究参加する者で、第5条に基づいて本サービスの会員としての登録手続きが完了したユーザーをいいます。なお、本サービスのうち会員向けのものについては、会員のみを提供されるものとします(アカウント申請と会員登録については第5条参照)
 - (6) 会員情報：会員が登録した会員情報および本サービス利用上に蓄積された掲載情報をいいます

第3条 (通知)

- 1 当社は、本サービスに関連して会員に通知をする場合には、本サイトに掲示する方法または会員情報として登録された電子メールアドレスに宛ててメール送信する方法など、当社が適当と判断する方法で実施します。
- 2 前項に定める方法により行われた通知に関して、本サイトに掲示する方法の場合には通知内容が本サイトに掲示された時点で効力が生じ、電子メールを送信する方法の場合には当社が当該電子メールを発信した時点で効力が生じるものとします。

第2章 契約の成立・会員登録

第4条 (本利用契約の成立)

- 1 本サービスを会員利用する契約(以下「本利用契約」という)は、その会員利用を希望する者が、本会員規約および個人情報の取り扱いの内容に同意し、所定の会員情報を入力した上で、当社が指定する方法でアカウント申請を行い、これを当社が承認し会員登録が完了した時点で成立するものとします。
- 2 未成年者が本サービスの会員利用を希望する場合には、法定代理人の同意が必要になります。未成年者が前項の会員情報を入力した場合には、法定代理人の有無について当社から問い合わせを行う場合があります。

第5条 (アカウント申請と会員登録)

- 1 本サービスのうち会員向けのサービスの利用を希望する者(以下「登録希望者」という)は、本会員規約および当社が別途定める個人情報の取り扱いの内容に同意したうえで、当社が指定する方法で事前にアカウント申請し、会員登録をすることが必要となります。
- 2 登録希望者と当社は、アカウント申請にあたり、個別に打合せするものとし、そのうえで当社は、登録希望者に対し秘密保持契約書、入会申請書(または会員情報変更届)および請求書を送付するものとしします。
- 3 前項の送付を受けた登録希望者は、秘密保持契約書に記名押印または署名捺印したものおよび入会申請書(または会員情報変更届)を、送付を受けた日から2週間以内に、当社に提出するものとしします。なお、登録希望者は、提供した入会申請書(または会員情報変更届)が真実かつ正確であることを保証するものとしします。
- 4 当社は、当社の基準に従って、登録希望者との打合せの結果および入会申請書(または会員情報変更届)の記載内容等を審査し、当社からの請求に対し、期日までの入会金および年会費の支払が確認された場合で、登録を承認した場合には、当該登録希望者に対して、確認用の電子メールを送信します。なお、当社が当該電子メールを発信した時点で、本登録完了の電子メールの効力が生じるものとし、会員登録の手続は、当社が発信した本登録完了の電子メールをもって完了するものとしします。
- 5 当社は、登録希望者が、次の各号のいずれかの理由に該当する場合は、会員登録および再登録を拒否する場合があります。また、当社はその理由について一切開示義務を負いません。
 - (1) 当社に提供したアカウント申請の全部または一部に虚偽、誤記もしくは記載漏れがあった場合、または、第3項に違反し、もしくはそのおそれがあると当社が判断した場合
 - (2) 未成年者、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、法定代理人、後見人、保佐人または補助人の同意等を得ていなかった場合
 - (3) 登録希望者が会員登録をした場合、第24条第1項に違反することになると当社が判断した場合
 - (4) 登録希望者が過去に当社との間における契約に違反した者またはその関係者であると当社が判断した場合
 - (5) 第14条第1項に定める措置を受けたことがある場合
 - (6) その他、当社が登録を適当でないと判断した場合

第6条(入会金、利用料金および利用にかかる費用)

- 1 会員は、(別表1)料金および会員属性表の規定に従い、入会金および年会費を当社に支払うものとしします。
- 2 会員は、前項の支払いを、当社が(別表1)料金および会員属性表にて指定する方法と期日により支払うものとしします。
- 3 当社は、第1項により会員から徴収した年会費を、企画・管理・事務運営費に充てるものとしします。
- 4 本サービス内で募集される各種有料イベントの参加について申込後、キャンセルする場合は必ず事前に連絡をするものとし、以下のキャンセル料を支払うものとしします。
 - (1) 提供日時が確定しているイベントの開催日7日前～開催日前日：参加費の70%相当額
 - (2) イベント開催日当日および無断キャンセル：参加費の100%相当額
- 5 本サービスを利用するために必要となる通信費および通信機器等は、ユーザーまたは

会員の負担と責任により準備するものとします。ただし、ユーザーまたは会員の使用する通信機器等において、本サービスおよび本サイトが正常に動作することを保証するものではありません。

第7条（会員期間）

- 1 会員の有効期間（有料期間）は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とします。
- 2 前項の各年度期間中、会員向けサービスを利用しないまま期間が満了した場合であっても、入会金および年会費の返金には一切応じることはできません。
- 3 各年度期間の途中で会員登録した場合でも、会員は、当社に対し、前条に記載の入会金を支払うものとします。
- 4 各年度期間の途中で会員登録した会員の年会費は、入会した日が属する月に応じて（別表2）中途入会の場合の月別年会費表に掲げる通りとします。なお、会員登録が承認された日の属する月については、年会費は不要とします。
- 5 各年度期間中の12月31日までに、当社または会員のいずれかから登録更新しない旨の書面による申し出がなされない場合、会員登録は、同一条件で自動的に1カ年度延長されるものとし、その後も同様とします。
- 6 前項の規定にかかわらず、会員から（別表1）料金および会員属性表に記載の期日までに年会費の支払いがあったことが確認できなかった場合、当社は、当該会員へ催告するものとし、催告の日から1週間を経ても支払いが確認できなかった場合、当社は、当該会員の会員登録を抹消するとともに、第13条の規定に従い、当該会員との利用契約を解除するものとし、

第3章 利用上の注意事項

第8条（会員情報の管理）

- 1 会員は、本サービスの利用の際に入力した電子メールアドレスその他の会員情報を自己の責任において厳重に管理するものとし、これらを用いてなされた一切の行為についてその責任を負います。ただし、当社に故意または重過失が認められる場合には、第20条第1項の規定に基づき損害を賠償します。
- 2 会員は、自らの会員情報を以て他者に本サービスを利用させてはなりません。

第9条（会員情報の変更）

- 1 会員は、本サービスの利用の際に入力した情報その他当社に通知している会員情報に変更が生じた場合には、当社が指定する会員情報変更届により速やかに届出を行います。当社は、当該届出がなされなかったことにより当該会員に生じた損害について一切の責任を負いません。ただし、当社に故意または重過失が認められる場合には、第20条第1項の規定に基づき損害を賠償します。

第10条（利用条件その他の注意事項）

- 1 会員は、会員情報の入力等に関して次の各号に定めるほか、当社が指定する本サービスの利用条件に従うものとし、
 - (1) 会員の責任において、正確な電子メールアドレスその他の会員情報を入力しなければなりません。当社は、電子メールアドレスその他の会員情報が誤って入力されたことによって会員に生じた損害について一切の責任を負いません。ただし、当社に故意または重過失が認められる場合には、第20条第1項の規定に基づき損害を賠償します。

- (2) 会員は、会員の責任において、会員情報が常に最新で、真実かつ正確なものであることを維持しなければなりません。当社は、会員情報が最新のものではなく、または誤りがあったことによって会員に生じた損害について一切の責任を負いません。ただし、当社に故意または重過失が認められる場合には、第20条第1項の規定に基づき損害を賠償します。

第11条（他事業者のサイト・サービス）

- 1 当社以外の第三者により運営されるウェブサイトまたはウェブサービス（以下「第三者サイト・サービス」という）について、ユーザーは、自己の責任において、第三者サイト・サービスを利用するものとし、当社は、ユーザーによる第三者サイト・サービスの利用およびその結果について一切の責任を負いません。ただし、当社に故意または重過失が認められた場合には、第20条第1項の規定に基づき賠償します。
- 2 ユーザーは、第三者サイト・サービスの利用について、ユーザーと当該第三者サイト・サービスの運営事業者との間の権利義務を定めた規約その他の定めに従うものとします。

第12条（禁止行為）

- 1 ユーザーは、本サービスに関連して、次の各号に定める行為を行ってはなりません。
 - (1) 当社に対して虚偽の申告をする行為
 - (2) 本利用契約に基づき当社から提供された本サイトを含む情報および役務を本サービスの目的以外のために使用する行為
 - (3) 当社または第三者の財産（知的財産権を含む）、プライバシーもしくは信用等を侵害する行為または侵害するおそれのある行為
 - (4) 前各号のほか、当社もしくは第三者の利益を不法に侵害する行為または侵害するおそれのある行為
 - (5) 法令に違反し、もしくは公序良俗に反する行為またはそのおそれのある行為
 - (6) コンピュータウイルスなどの有害なプログラムを使用し、もしくは送信する行為またはそのおそれのある行為
 - (7) 前号に定めるものの他、不正アクセス行為等当社による業務の遂行、本サービスの実施もしくは当社の電気通信設備に支障を及ぼし、またはそのおそれのある行為

第4章 契約解除等

第13条（当社による契約解除等）

- 1 当社は、会員が次の各号の一つに該当した場合には、当該会員に対して何らの通知催告をすることなく、本利用契約の一部または全部を解除し、または本サービスの提供を停止することができます。
 - (1) 本会員規約に違反する行為を行った場合
 - (2) 暴力団その他の反社会的勢力であると当社が合理的に判断した場合
 - (3) 過去に当社との間で本条に基づく解除または提供停止の措置を受けたことが判明した場合
 - (4) 会員に対して回答を求める連絡に対して30日以上応答がない場合または所在不明または連絡不能となった場合
 - (5) その他、会員として不適当であると当社が合理的に判断した場合
- 2 前項に基づき会員が解除または提供停止の措置を受けた場合でも、当社の債務不履行には該当しません。また、既払いの入会金および年会費等の返金には一切応じることが

できません。

第14条（登録抹消）

- 1 当社は、会員が前条第1項各号の一つに該当した場合には、前条第1項に基づき解除または提供停止の措置を講じることができるほか、会員登録を抹消することができます。
- 2 前項に基づき会員が登録抹消された場合、抹消後は本サービスの提供を受けることはできません。この場合、当社の債務不履行には該当しません。

第15条（会員による退会）

- 1 会員は、当社が定める会員情報変更届に所定の事項を記入し、当社に送付することにより、退会をすることができます。
- 2 前項の退会手続きが完了した場合、退会後は本サービスの提供を受けることはできません。この場合、当社の債務不履行には該当しません。また、既払いの入会金および年会費等の返金には一切応じることができません。

第5章 サービスの停止、変更および終了

第16条（本サービスの停止）

- 1 当社は、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、本サービスの一部または全部を停止することができます。
 - (1) 本サービスの提供にあたり必要なシステム、設備等に障害が発生し、またはメンテナンス、保守もしくは工事等が必要となった場合
 - (2) 電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止するなど、当社以外の第三者の行為に起因して、本サービスの提供を行うことが困難になった場合
 - (3) 非常事態（天災、戦争、テロ、暴動、騒乱、官の処分、労働争議等）の発生により、本サービスの提供が困難になった場合、または困難になる可能性のある場合
 - (4) 法令規制、行政命令等により、本サービスの提供が困難になった場合
 - (5) その他、当社の責めに帰することができない事由により、当社が必要やむを得ないと判断した場合
- 2 当社が前項に基づいて本サービスを停止した場合、ユーザーは本サービスの提供を受けることはできません。この場合、当社の債務不履行には該当しません。

第17条（サービスの変更、中止または終了）

- 1 当社は、事前に会員に通知をしたうえで、本サービスの一部もしくは全部の内容を変更、中止または終了することができます。ただし、変更、中止または終了の内容が重大でない場合には、通知をすることなくこれらを実施することができます。
- 2 当社が前項に基づいて本サービスを中止または終了した場合、ユーザーは本サービスの提供を受けることはできません。この場合、当社の債務不履行には該当しません。

第6章 一般条項

第18条（非保証）

- 1 当社は、本サービスが推奨環境において機能するように合理的な最大限の努力を行います。ただし、当社は、本サービスを通じて当社が提供し、または会員が取得した情報が正確性、正当性、有用性、完全性等を有することを保証するものではありません。

第19条（知的財産権）

- 1 本サービスに関する著作権、著作者人格権、特許権、意匠権、商標権およびパブリシティ権等の知的財産権は、当社および正当な権利者たる第三者に帰属し、本利用契約の成

立は、本サービスの利用に必要な範囲を超える知的財産権の利用許諾を意味するものではありません。

第20条（損害賠償および免責）

- 1 当社は、本サービスに関してユーザーに生じた損害について、当社に故意または重過失が認められる場合にはそれにより現実に発生した直接かつ通常の損害を賠償し、それ以外の場合についてはその責任を負いません。
- 2 本サービスに関してユーザーと第三者との間に紛争が生じた場合、ユーザーは自己の責任と費用で解決するものとし、当社に何ら迷惑をかけず、またこれにより当社が被った損害（弁護士費用を含みます）を補償します。

第21条（委託）

- 1 当社は、本サービスに関する業務の一部または全部を第三者に委託することができるものとします。

第22条（個人情報）

- 1 個人情報の取り扱いについては、当社規定のプライバシーポリシーに定めるとおりとします。

第23条（権利義務の譲渡禁止）

- 1 会員は、当社の事前の承諾を得ることなく、本利用契約に基づく権利義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならないものとします。

第24条（反社会的勢力の排除）

- 1 当社およびユーザーは、自己または自己の役員が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下これらを「反社会的勢力」という）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを相互に確約します。
 - (1) 反社会的勢力に自己の名義を利用させること
 - (2) 反社会的勢力が経営を実質的に支配していると認められる関係を有すること
- 2 当社およびユーザーは、前項の一つにでも違反することが判明したときは、何らの催告を要せず、本利用契約を解除することができる。
- 3 本条の規定により本利用契約が解除された場合には、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行わない。

第25条（規約の変更）

- 1 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、本会員規約を変更することができます。
 - (1) 本会員規約の変更が、ユーザーの一般の利益に適合する場合
 - (2) 本会員規約の変更が、本会員規約による合意をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、およびその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものである場合
- 2 当社は、本会員規約を変更する場合、効力発生日を定め、本会員規約を変更する旨および変更後の本会員規約の内容ならびにその効力発生日を、電子メールその他の手段により、会員に対して周知させるものとします。この周知は、前項第2号に基づき本会員規約を変更する場合は、当該効力発生日までに行うものとします。
- 3 前項に定める効力発生日が到来した時点で、本会員規約が変更され、ユーザーおよび会員との間の本利用契約その他当社とユーザーおよび会員との権利義務関係の内容は変更後の規約によるものとします。

第26条（準拠法、管轄裁判所）

- 1 本会員規約および本利用契約は、日本法によって解釈され、日本法を準拠法とします。
- 2 本会員規約または本利用契約に関してユーザーまたは会員と当社との間に紛争が生じた場合には、訴額に応じ、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(以 上)

附則 1

2024年12月26日 制定
2025年 1月30日 改定
2025年 3月10日 施行

附則 2

- 1 本会員規約の施行日において、既に本サービスの会員である者は、本会員規約を施行して初めて迎える会員期間（有料期間）において継続して会員である場合に本来発生する入会金の支払い義務を免除します。
- 2 前項の会員は、本会員規約が施行されて初めて迎える会員期間（有料期間）における年会費を、原則2025年3月31日を期日として、規約第6条の規定に従い支払うものとしてします。

(別表1) 料金および会員属性表

入会金	
料 金	10万円 (税別、個人会員は入会金不要) 支払期日：初回の年会費の支払期日と同日
支 払	支払方法：当社が指定する金融機関の預貯金口座に振込んで支払う (振込手数料は会員の負担とします)
年会費	
料 金	法人会員 (社員50名以上) 15万円/年間
	法人会員 (社員10名以上50名未満) 10万円/年間
	法人会員 (社員10名未満) 5万円/年間
	個人会員 3万円/年間
	賛助会員 30万円/年間
※上表の金額は全て税別	
支 払	支払期日：当該会員期間の始期の前月となる3月31日 (土日祝日である場合は、その前日) 支払方法：当社が指定する金融機関の預貯金口座に振込んで支払う (振込手数料は会員の負担とします)
会員属性 (各会員区分の取扱いは、下記の要領による)	
1. 代表者について	入会金および年会費は、企業・法人宛ではなく、代表者単位で発生する。同一企業内で会員である代表者に付随して入会する者は、同一申請書に記入することができる。
2. 法人会員の企業規模判断について	グループ企業や親会社がある企業であっても、別法人であればそれぞれの法人の単位で、各企業規模に応じた年会費が、それぞれに適用される。
3. 個人会員の該当要件について	法人化されていない個人、または所属する企業とは別に個人として入会する者で、個人事業主を含める。

(別表2) 中途入会の場合の月別年会費表

入会した日の属する月	法人会員 (社員50名以上)	法人会員 (社員10名以上 50名未満)	法人会員 (社員10名 未満)	個人会員	賛助会員
4月	137,500円	91,674円	45,837円	27,500円	275,000円
5月	125,000円	83,340円	41,670円	25,000円	250,000円
6月	112,500円	75,006円	37,503円	22,500円	225,000円
7月	100,000円	66,672円	33,336円	20,000円	200,000円
8月	87,500円	58,338円	29,169円	17,500円	175,000円
9月	75,000円	50,004円	25,002円	15,000円	150,000円
10月	62,500円	41,670円	20,835円	12,500円	125,000円
11月	50,000円	33,336円	16,668円	10,000円	100,000円
12月	37,500円	25,002円	12,501円	7,500円	75,000円
1月	25,000円	16,668円	8,334円	5,000円	50,000円
2月	12,500円	8,334円	4,167円	2,500円	25,000円
備考 (月割金額)	12,500円	8,334円	4,167円	2,500円	25,000円
支払	支払期日：当該会員が入会した日の属する月の末日限り 支払方法：当社が指定する金融機関の預貯金口座に振込んで支払う (振込手数料は会員の負担とします)				

※上表の金額は全て税別